

任意の構造計算適合性判定実施要領

1 目的

この要領は、東近江市が3に定める対象法令（以下「対象法令」という。）に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第5項及び第18条第4項の規定する構造計算適合性判定を要しないこととされている建築物の認定、許可及び確認（以下「認定等」という。）の審査を実施するに当たって、対象法令に基づく認定等を行う場合に、任意の構造計算適合性判定（以下「任意判定」という。）を求めることに関して必要な事項を定める。

2 適用範囲

本要領は、東近江市に法第6条第1項の規定による確認の申請書又は法第18条第2項の規定による計画の通知書（以下「申請書等」という）を提出する建築物に適用する。

3 任意判定の対象となる建築物

本要領に基づく任意判定の対象となる建築物又は建築物の部分は、表1の左欄に掲げる対象法令に基づき認定等を行う同表の右欄に掲げるもののうち、法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要するものとする。

表1

	対象法令及び条文	対象となる建築物（建築物の部分）
1	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項	耐震改修計画の認定を受ける建築物
2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項	特定建築物の建築等の計画の認定を受ける建築物 注1)
3	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第5条第1項	建替計画の認定を受ける建築物
4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項	長期優良住宅の認定を受ける建築物 注2)
5	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	低炭素建築物等計画の認定を受ける建築物 注3)
6	建築基準法第86条の7第1項	既存建築物に対する制限の緩和の適用を受ける建築物
7	建築基準法第86条の8第1項	全体計画認定を受ける建築物

注1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の認定にあつては、同条第4項の規定に基づき、申し出があった場合に限る。

注2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定にあつては、同条第2項の規定に基づき、申し出があった場合に限る。

注3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定にあつては、同条第2項の規定に基づき、申し出があった場合に限る。

4 任意判定を行う機関等

- (1) 任意判定を行う機関は、滋賀県が指定する指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）とする。
- (2) 判定機関が行ってはならない業務は、平成19年5月15日付け国住指第281号国土交通省住宅局長通知「指定構造計算適合性判定機関の指定について」の別添第3のニ及び三に準ずる。
- (3) 東近江市は本要領に基づく任意判定を行わない。

5 任意判定を行う時期及び期間等

任意判定は、原則的に対象法令に基づく認定等を行うまでの間に行うものとし、判定期間は法第6条第5項及び第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定に準ずるものとする。

6 任意判定と関係法令の規定に基づく確認等との関係

原則的に任意判定を受けなければ対象法令に基づく認定等を行わないものとする。

7 任意判定の基準

法第6条第5項及び第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定に準ずる。

8 任意判定の実施手続

- (1) 対象法令に基づく認定等の申請を行おうとする者は、当該確認等に係る建築物が任意判定の必要なものであるか否かについて所管行政庁等に対して相談・協議を行う。
- (2) 所管行政庁等は、(1)において任意判定が必要であると確認された場合は、対象法令に基づく認定等の申請者に対して任意判定を受けることについて説明する。
- (3) 任意判定業務は、判定機関と対象法令に基づく認定等の申請者との間で任意判定業務約款を了承したうえで実施する。
- (4) 任意判定の手続は、判定機関の規程、任意判定業務約款及び別添の「任意の構造計算適合性判定手続のフロー」に基づき実施することとする。

9 任意判定の手数料又は委託料

判定機関の規程による。

10 計画変更の取扱い

法第6条第5項及び第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定に準ずる。

11 その他具体的な事務処理等

その他、この要領に規定されていない事項については、判定機関の規程によるものとする。

なお、事務処理上に疑義のある場合は、東近江市と判定機関との協議により決定するものとする。

- (附則) 本要領は平成25年8月15日に東近江市が対象法令に基づく認定等の申請を受理した建築物より適用する。